

申込締切日 **2026年9月24日(木)**

本制度はTOPPANホールディングス株式会社およびその子会社・関連会社の従業員本人が加入対象となります。artienceグループの従業員は別制度を用意しておりますので、代理店までご連絡ください。

「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン)

- ◆意向確認【ご加入前のご確認】 団体長期障害所得補償保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
- ◆病気やケガにより所定の就業障害が免責期間90日を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。

※【契約概要】・【注意喚起情報】はP31～P32に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

団体割引
20%
予定

「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン) ってどんな保険ですか？

- その1**

病気やケガにより所定の就業障害が免責期間90日を超えて継続した場合、最長満60歳まで保険金をお支払いいたします

会社を中途退職した場合も最長60歳まで支払われます。ただし55～59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度
- その2**

病気・ケガによる入院はもちろん、医師の指示による自宅療養も

ケガだけでなく、病気による就業障害も補償いたします。さらに、入院だけでなく医師の指示による自宅療養やリハビリテーション期間中であっても補償の対象となります。
- その3**

業務中・業務外、国内・国外を問いません

就業中はもちろん、スポーツ・旅行中等の業務外のケガが原因で就業障害になった時でも、国内・国外を問わず補償いたします。
- その4**

一部復職時もしっかりカバー

入院・医師の指示による自宅療養・リハビリを終えて職場復帰した時でも、所定の就業障害が続く限り、所得の喪失割合が20%を超える期間については、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。
- その5**

『精神障害補償特約』が付いています

いわゆる躁うつ病、強迫神経症などの所定の精神障害による就業障害もお支払いの対象となります。対象となる精神障害は33ページをご確認ください。
- その6**

『天災補償特約』も付いています

地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害についても補償されます。

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ) その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ) (イ) 以外の場合、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ) (イ) (ロ) 以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

加入コース・年齢別月額保険料

※年齢は2026年11月1日現在の満年齢です。

コース	保険金月額		免責期間	満年齢 性別	15～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
	保険金支払期間1	保険金支払期間2										
A	4万円	10万円	90日	男	858円	903円	949円	1,180円	1,671円	2,280円	2,485円	1,891円
				女	555円	722円	962円	1,422円	2,184円	2,901円	2,932円	1,980円
B	6万円	15万円		男	1,288円	1,355円	1,423円	1,769円	2,506円	3,420円	3,727円	2,837円
				女	833円	1,083円	1,443円	2,133円	3,276円	4,352円	4,399円	2,970円
C	8万円	20万円		男	1,717円	1,807円	1,897円	2,359円	3,341円	4,561円	4,969円	3,783円
				女	1,111円	1,444円	1,924円	2,844円	4,368円	5,802円	5,865円	3,960円
D	10万円	25万円		男	2,146円	2,258円	2,372円	2,949円	4,177円	5,701円	6,212円	4,728円
				女	1,388円	1,805円	2,405円	3,555円	5,459円	7,253円	7,331円	4,950円
E	12万円	30万円		男	2,575円	2,710円	2,846円	3,539円	5,012円	6,841円	7,454円	5,674円
				女	1,666円	2,166円	2,886円	4,266円	6,551円	8,703円	8,797円	5,940円
F	14万円	35万円		男	3,004円	3,161円	3,320円	4,128円	5,848円	7,981円	8,696円	6,620円
				女	1,943円	2,526円	3,367円	4,977円	7,643円	10,154円	10,263円	6,930円
G	16万円	40万円		男	3,433円	3,613円	3,795円	4,718円	6,683円	9,121円	9,938円	7,566円
				女	2,221円	2,887円	3,848円	5,688円	8,735円	11,604円	11,730円	7,920円
H	18万円	45万円		男	3,863円	4,065円	4,269円	5,308円	7,518円	10,261円	11,181円	8,511円
				女	2,499円	3,248円	4,329円	6,399円	9,827円	13,055円	13,196円	8,910円
I	20万円	50万円		男	4,292円	4,516円	4,744円	5,898円	8,354円	11,401円	12,423円	9,457円
				女	2,776円	3,609円	4,811円	7,110円	10,919円	14,505円	14,662円	9,900円

* 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

* 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

* 申込保険金は保険金支払期間2の保険金が平均月間所得額(年収の1/12)の40%を超えない範囲でお願い申し上げます。
(例: 年収600万円の方の場合は、 $600\text{万円} \div 12\text{ヵ月} \times 40\% = 20\text{万円}$ したがって Cコースまでお申込みください。)

* 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

就業不能状態になった場合TOPPANグループ福祉会加入事業所の従業員の方は別途同会規約に基づき上乗せ給付が行われることがあります

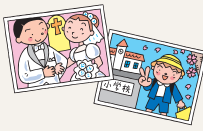
万が一自身が働けなくなって収入が大きく減少してしまったときのことをお考えになったことがありますか？
収入が激減しても、**出費は待ってられません！**



家賃・住宅ローン



病気・ケガの医療費
etc.



お子様の教育費・
結婚費用



車を始めとする
各種ローン

家計を直撃!!

医療費、ローン、生活費等(重い負担)

支出

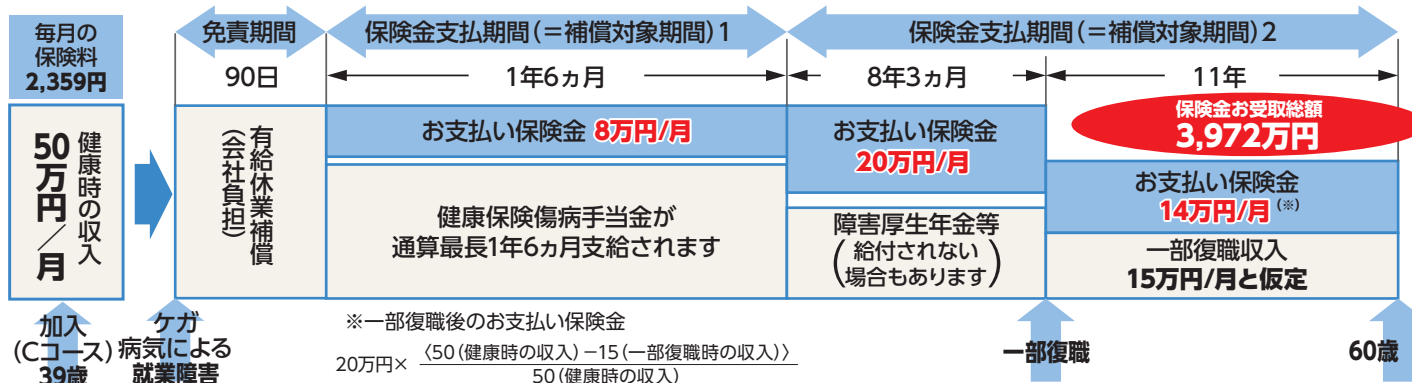
収入

収入が大きく減少する上に、医療費や介護費用等が重くのしかかります。

だ・か・ら 万が一に備えて「**天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険**」(長期所得サポートプラン)に加入して大きな安心を手に入れましょう!

保険金のお支払例

例えば満39歳男性平均月間所得額50万円、当プランにCコース(保険金支払期間1(1年6ヵ月)8万円、保険金支払期間2(60歳まで)20万円)加入の方が交通事故に遭い、ケガで就業障害になり、保険金を受け取ることとなりましたが、リハビリの結果10年後に復職し月15万円の収入が得られるようになった場合。



■保険金のお支払事由

保険金支払期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間(90日)を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

■保険金支払期間(補償対象期間)と保険金について

保険金支払期間は1と2に分かれます。すなわち就業障害が91日目から1年6ヵ月(保険支払期間1)を超えると毎月支払われる保険金額が、2.5倍になるステップ・アップ払いの仕組みになっております。また復職しても所得の喪失割合が20%超の期間は所得喪失割合に応じて保険金が支払われます。

※()内はAコースに加入した場合の保険金です。

満54歳以下で就業障害になった場合	就業障害の原因	保険金支払期間1	保険金支払期間2	満55歳以上59歳以下で就業障害になった場合	就業障害の原因	保険金支払期間1	保険金支払期間2
	所定の精神障害以外	1年6ヵ月(4万円)	満60歳まで(10万円)		所定の精神障害以外	1年6ヵ月(4万円)	1年6ヵ月(10万円)
	所定の精神障害	1年6ヵ月(4万円)	6ヵ月(10万円)		所定の精神障害	1年6ヵ月(4万円)	6ヵ月(10万円)

■加入資格 artienceグループの従業員は別制度を用意しておりますので、代理店までご連絡ください。

満15歳以上満59歳以下(2026年11月1日現在)の TOPPANホールディングス(株)およびその子会社・関連会社の従業員本人で、申込書記載の告知内容に該当する方告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注) ① 同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

② 「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③ 診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④ 「治療」には、指示・指導を含みます。

■保険期間

1年間(2026年11月1日～2027年10月31日)で、以後、毎年更新します。

■保険料

保険料は、毎月の給料から差し引きます。(初回2027年1月給料から)

既に入加入されている方で、2026年11月1日現在の満年齢が25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳になる方は、保険料が変更になります。

■お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、各事業所(本)部総務部またはTOPPAN保険サービス株式会社へご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

天災補償特約付精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

TOPPANホールディングス(株)とその子会社・関連会社の従業員の方を被保険者とし、TOPPANホールディングス(株)を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容・保険料	支払事由
団体長期障害所得補償保険	P10	表紙・P10	P9・10	P33

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1 電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

■お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違う場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、健康状態については十分ご注意ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体長期障害所得補償保険（P33）

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

就業障害が開始した場合には、遅滞なく団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)]

【受付時間】午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記にご連絡（指定紛争解決機関）＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 03-4332-5241（全国共通）

【受付時間】午前9時15分～午後5時

（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

その他重要なお知らせ

■補償対象期間

就業障害が続いた場合、免責期間終了後(91日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

■税法上の取扱い

- ・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。
- ・所得補償保険金は非課税です。

※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

■お支払いする保険金

補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得^(注)額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

(注) 所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。

ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。なお、所得喪失率は、

免責期間終了後に業務に復帰して
得られた各月の所得の額

1 - 免責期間が開始する直前の、
上記期間に対応する各月における所得の額

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
* 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ① 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

* 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- ・故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- ・麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- ・妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- ・戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
- ・頸部(けいぶ)症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- ・自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- ・精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- ・脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24ヵ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99

例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害 など

■重大事由による解除について

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■保険金のお支払いに関して

- ・保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- ・保険期間開始日より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注) したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- ・退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- ・保険金のご請求には就業障害の確認のため診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
- ・保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。
休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- ・医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- ・片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・保険金受取人は被保険者本人になります。

■保険金のご請求について

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■代理請求制度について

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

■継続加入の取扱いについて

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

■配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱いいます。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社をいいます。明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店(お問い合わせ先) TOPPAN保険サービス株式会社 TEL:03-3835-6741
明治安田生命保険相互会社 TEL:03-6259-0015

・このパンフレットは、団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続、告知・通知義務、その他この保険の詳しい内容は、取扱代理店または当社にご照会ください。

・当社代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行なっています。したがって、当社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社(幹事) <取扱代理店 TOPPAN保険サービス株式会社・明治安田生命保険相互会社>
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 <取扱代理店 TOPPAN保険サービス株式会社>
損害保険ジャパン株式会社 <取扱代理店 TOPPAN保険サービス株式会社>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。